

平成18年6月22日

各 位

不動産投信発行者名  
 東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号  
 霞が関ビル 26F  
 リプラス・レジデンシャル投資法人  
 代表者名  
 執行役員 佐久間 隆夫  
 (コード番号: 8986)  
 問合せ先  
 リプラス・リート・マネジメント株式会社  
 取締役経営管理部長 江村 真人  
 (TEL. 03-5510-7630)

### 利害関係者との取引に関するお知らせ

リプラス・レジデンシャル投資法人(以下「本投資法人」といいます。 )は、新投資口発行及び投資口  
 売出届出目論見書(平成18年5月付)(以下「目論見書」といいます。 )記載のとおり、本投資法人か  
 ら資産の運用の委託を受けているリプラス・リート・マネジメント株式会社(以下「資産運用会社」とい  
 います。 )の社内規程である利害関係者取引規則に定める利害関係者との間で以下に記載する各取引を、  
 本日付で行いましたので、お知らせいたします。

なお、特定資産の取得につきましては、本日付で別途開示いたします「資産取得に関するお知らせ」を  
 ご参照ください。

### 記

#### 1. 特定資産の取得

##### (1) 取引の概要

目論見書に取得予定資産として記載した19物件のうち、不動産を信託する信託受益権(以下  
 「信託受益権」といいます。 )17物件の取得(個別物件につきましては、別紙及び本日付で別  
 途開示いたします「資産取得に関するお知らせ」をご参照ください。 )

##### (2) 取得先の属性等

資産の取得先の属性等は以下のとおりです。

取得先	属性
有限会社リプラス・レジデンシャル・ウ エアハウス1号 有限会社 DEWAZAKURA 有限会社 NANBUBIJIN 有限会社 TEDORIGAWA 有限会社リプラスロード6	いずれの取得先も、資産運用会社の利害関係人等(投信法第 15条第2項第1号、投資信託及び投資法人に関する法律施行 令(平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。 ) 第20条)に該当する株式会社リプラスの意向により設立さ れた特別目的会社であり、同社に資産運用業務を委託してい る法人であることから、資産運用会社の社内規程である利害 関係者取引規則に定める利害関係者に該当します。

##### (3) 利害関係者との取引に関する手続

資産運用会社は、利害関係者取引規則に則り、平成18年4月17日に開催されたコンプライ  
 アンス委員会、同年4月18日に開催された投資委員会における審議を経て、同年4月18日に  
 取締役会において決議をした上で、同年4月19日に本投資法人役員会の承認を得ています。

## 2. 不動産管理業務の委託

### (1) 取引の概要

目論見書に取得予定資産として記載された 19 物件のうち、0-4-008 Kiyosumi h+、F-4-020 コリンヌ津田沼、F-5-024 グレースマンション藤を除く物件の管理業務の委託

### (2) 委託先の属性等

不動産管理業務の委託先の属性等は以下のとおりです。

委託先	属性
リプラス・インベストメンツ株式会社	株式会社リプラスがその議決権の過半数を所有する法人であることから、その社内規程である利害関係者取引規則に定める利害関係者に該当します。
株式会社エイブル 株式会社ハウスメイトパートナーズ 松本ビル管理株式会社 株式会社三好不動産	いずれの委託先も、資産運用会社の株主であることから、その社内規程である利害関係者取引規則に定める利害関係者に該当します。

### (3) 利害関係者との取引に関する手続

資産運用会社は、利害関係者取引規則に則り、平成 18 年 4 月 17 日及び 6 月 13 日に開催されたコンプライアンス委員会、同年 6 月 13 日に開催された投資委員会における審議を経て、同年 6 月 13 日に取締役会において決議を行っています。

## 3. 資産の売買の媒介委託

### (1) 取引の概要

目論見書に取得予定資産として記載された 19 物件のうち、F-5-023 ステラートシティ伝馬町を除く 18 物件の売買の媒介の委託

### (2) 委託先の属性等

資産の売買の媒介委託先の属性等は以下のとおりです。

委託先	属性
株式会社リプラス	資産運用会社の株主であることから、資産運用会社の社内規程である利害関係者取引規則に定める利害関係者に該当します。
株式会社三好不動産	(上記 2 (2)参照)

### (3) 利害関係者との取引に関する手続

資産運用会社は、利害関係者取引規則に則り、平成 18 年 4 月 17 日及び 5 月 11 日に開催されたコンプライアンス委員会、同年 4 月 18 日及び 5 月 25 日に開催された投資委員会における審議を経て、同年 4 月 18 日及び 5 月 25 日に取締役会において決議を行っています。

4. 不動産の賃貸

(1) 取引の概要

目論見書に取得予定資産として記載された全 19 物件の賃貸、並びに 0-1-002 カレラ 2.9 及び 0-1-003 サッポロヒルズについての転賃。

(2) 委託先の属性等

賃借人又は転借人の属性等は以下のとおりです。

賃借人又は転借人	属性
有限会社リプラス・レジデンシャル1号 有限会社リプラス・レジデンシャル2号	株式会社リプラスの意向により設立された特別目的会社であることから、資産運用会社の社内規程である利害関係者取引規則に定める利害関係者に該当します。
株式会社ハウスメイトパートナーズ	(上記 2 (2)参照)

(3) 利害関係者との取引に関する手続

資産運用会社は、利害関係者取引規則に則り、平成 18 年 4 月 17 日に開催されたコンプライアンス委員会、同年 6 月 13 日に開催された投資委員会における審議を経て、同年 6 月 13 日に取締役会において決議を行っています。

以上

\* 本日資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

\* 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.re-plus-ri.co.jp/>